

熊本県公報

第 1 0 8 6 3 号
平成 14 年 7 月 19 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
道路の区域変更	(道路維持課) 1
道路の供用開始	(") 1
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
公 告	
クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(生活衛生課) 2
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
土地収用法による立入通知	(用地対策課) 3
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 4
"	(") 4
登 載 依 頼	
県立学校校内情報環境整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る落札者の決定	(教育委員会) 5
正 誤	
平成 14 年 3 月 31 日 (号外第 26 号) 公布熊本県税条例等の一部を改正する条例附則第 1 項中	(税 務 課) 5

告 示

熊本県告示第 573 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	3 8 7 号	菊池郡西合志町大字須屋字上出口	前	21.0	44.2	3 2 条 工 事
		2634 番 1 地先から		~ 21.7		
		同 所 同 字	後	21.3	44.2	
		2634 番 9 地先まで		~ 29.4		

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 19 日

熊本県告示第 574 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡 宇土線	下益城郡松橋町大字松橋字浜田 185 番 1 地先から 同 所 同 字 292 番 1 地先まで	92.1	単橋改

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 22 日

熊本県告示第 575 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
堤病院ヘルパーステーション「元気」 人吉市九日町 100	医療法人 回生会	平成 14 年 7 月 10 日

公 告

熊本県公告第 601 号

クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第 8 条の 2 第 1 項及び 8 条の 3 の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定したので公告する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の種類
第 1 型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
 - (1) 平成 14 年 9 月 29 日 ホテル華の荘(人吉市東間下町字米山 3316)
 - (2) 平成 14 年 10 月 20 日 やつしろハーモニーホール(八代市新町 4-1)
 - (3) 平成 14 年 11 月 17 日 ホテル河丁(本渡市志柿町 7102)
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
 - (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間(うち継続者時間数 30 分)
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間(うち継続者時間数 30 分)
 - ウ 洗たく物の処理 1 時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1 時間
 - (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1 時間(うち継続者時間数 30 分)
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 時間
 - ウ 洗たく物の処理 1 時間(うち継続者時間数 30 分)
 - エ 繊維及び繊維製品 1 時間
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000 円
 - (2) 講習受講料 4,500 円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本生活衛生営業指導センター(熊本市白山二丁目 13-20 電話 096-362-3061)

熊本県公告第 602 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野 5666 番 268
321.84 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 3044 番地 12
山下 恵美子

熊本県公告第 603 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 日本道路公団
- 2 事業の種類 九州横断自動車道延岡線（御船～矢部）新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
熊本県上益城郡嘉島町大字井寺字下大迫、字二番割、字山犬迫、字上大迫、字郷ヶ迫及び字小豆坂並びに同県同郡益城町大字島田字立石、字馬場崎、字南島、字上塘添、字一番割、字中島及び字小迫原、大字小池字蕨野、字五反畑、字柳原、字鬼塚、字鳥越、字釜畑、字西原、字塔ノ平、字中原、字塚木、字稗田、字前田、字丸林、字野中、字尾、字木崎原、字山下、字堀ノ口、字土山、字椎田口平、字浦田、字三王免、字大人足、字塔尾、字矢谷、字飯田、字鶴山谷、字大平、字椎口平、字北坊、字坂谷、字南平及び字河内並、字五拾駄、字下ノ鶴、字中ノ鶴、字小迫、字川内、字武ノ田、字屋敷山、字下長迫、字釜出、字境ノ谷及び字上釜出、大字田代、字一都度、字後谷、字小田坂、字堀田、字倉道、字牧ノ原、字呆山、字石場、字清水口、字玉来、字戸ノ上、字神懸、字催合、字八丁及び字江入、大字木倉字飯田口、字大迫、字竹ノ内、字平山、字谷口及び字山ノ谷、大字高木字上花立、字下倉津和、字上倉津和、字下古閑鶴、字上古閑鶴、字西村下、字鶴、字面下、字西田、字黒岩、字上前田、字東村下及び字山下並びに同県同郡矢部町大字北中島、字川原田、字浦田、字松門際、字万倍及び字冷水、大字金内字原字藤ノ塔、字中畑、字粉子、字前田、字北原、字餅田及び字日暮尾、大字杉木字高尾、字長尾、字騎者の木、字滝下、字上多良原及び字下多良原、大字上寺字梅の木、字山居谷、字中前田、字日渡、字村の脇、字溝曲、字森の本及び字山中、大字城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字坂口、字東作田、字瀧ノ平、字東城ノ平、字滝ノ坪、字原畑及び字西大野谷、大字入佐字下、大字島木字大久保
- 4 立ち入ろうとする期間
平成 14 年 8 月 22 日から平成 15 年 8 月 21 日まで

熊本県公告第 604 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ宇土
宇土市善導寺町字綾織 103 番地ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 8 時（年間 70 日午後 9 時）
変更後 開店時刻午前 9 時（サンコーのみ午前 8 時） 閉店時刻午前 0 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午前 0 時 30 分まで
変更後 午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 14 年 7 月 23 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
九州ジャスコ株式会社ほか 49
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
29,136 平方メートル

- (3) 駐車場の収容台数
1,920 台
- (4) 駐輪場の収容台数
365 台
- (5) 荷さばき施設の面積
582 平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の容量
223 平方メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数
7 か所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 6 月 28 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成 14 年 7 月 19 日から平成 14 年 11 月 18 日まで

熊本県公告第 605 号

熊本市渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	林 田 末 芳	熊本市御幸木部二丁目 6-32

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	林 田 宗 江	熊本市御幸木部二丁目 6-33

熊本県公告第 606 号

熊本市高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成 14 年 7 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	林 田 素 行	熊本市沖新町 4728 番地
"	木 村 俊 之	熊本市沖新町 4720 番地
"	出 野 比 佐 雄	熊本市沖新町 4722 番地
"	藤 本 陸 奥 雄	熊本市沖新町 4726 番地
"	立 川 直 満	熊本市沖新町 4729 番地
"	川 上 清	熊本市沖新町 4989 番地
"	上 村 義 博	熊本市中島町 2727 番地 1
監 事	森 田 康 義	熊本市沖新町 115 番地 2
"	内 田 光 成	熊本市沖新町 4717 番地

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	林 田 素 行	熊本市沖新町 4728 番地
"	木 村 俊 之	熊本市沖新町 4720 番地
"	出 野 比 佐 雄	熊本市沖新町 4722 番地
"	藤 本 陸 奥 雄	熊本市沖新町 4726 番地
"	砂 原 敏 男	熊本市沖新町 4730 番地
"	川 上 清	熊本市沖新町 4989 番地
"	上 村 義 博	熊本市中島町 2727 番地 1

監 事	森 田 康 義	熊本市沖新町 115 番地 2
"	藤 本 次 義	熊本市沖新町 4892 番地

登 載 依 頼

熊 本 県 教 育 委 員 会 公 告 第 8 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 19 日

熊 本 県 教 育 長 田 中 力 男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
教育用コンピュータ及び関連機器の借入れ
(1) 教育用コンピュータ 241 セット
(2) プロジェクター 43 セット
(3) 点字プリンター 2 セット
(4) 点字ディスプレイ 2 セット
(5) サーバ 1 セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁総務企画課教育企画室情報教育班
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 14 年 6 月 10 日
- 4 落札者の名称及び所在地
エヌイーシーリース株式会社
東京都港区芝五丁目 29 番 11 号
- 5 落札金額（月額）
1,111,950 円（うち消費税及び地方消費税の額 52,950 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 14 年 5 月 1 日

正 誤

平成 14 年 3 月 31 日（号外第 26 号）公布熊本県条例第 40 号熊本県税条例等の一部を改正する条例附則第 1 項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 号）」は、同年 6 月 19 日マンションの建替えの円滑化等に関する法律の公布により「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）」となった。

